

全国秋の火災予防運動

「おうち時間 家族で点検 火の始末」

令和3年10月15日
太地町消防団

令和3年11月9日(火)から令和3年11月15日(月)までの7日間秋の火災予防運動週間になっています。

～住宅防火 命を守る 10のポイント～ —4つの習慣 6つの対策—

☆4つの習慣

- 寝タバコは、絶対にしない、させない。
- ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。



☆6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防火品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

～火災想定訓練及び幼年消防クラブ啓発パレードの中止について～

令和3年10月31日(日)に予定しておりました火災想定訓練及び毎年11月に実施しておりました幼年消防クラブ啓発パレードにつきましては、新型コロナウイルス感染症予防のため中止とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

全国山火事予防運動

「あなたです 森を火事から 守るのは」



- ☆枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- ☆たき火等火気の使用後、その場を離れるときは完全に消火すること
- ☆強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
- ☆火入れを行う際、許可を必ず受けること
- ☆たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- ☆火遊びをしないこと

太地町消防団員募集

○活動内容

町内で発生した水火災等の災害時に防御や救助作業を行います。また、毎月25日に消防演習を実施し、水火災の予防及び警戒心の喚起に努めています。当町に居住する満18歳以上の方で、消防団活動に真摯に取り組むことができる熱意のある方は下記までご連絡ください。

太地町役場総務課内消防団係 電話：0735：59-2335

 **火事・救急は119番** 
(携帯電話からでも**119番**で直接役場へつながります。)

